

令和3年7月1日、理事森田昇が、理事の全員に対して理事会の決議の目的である事項について下記の内容の提案書を発し、また、監事の全員に対して当該提案に対する異議の有無を確認する依頼書を発したところ、当該提案につき、理事の全員から書面により同意の意思表示を得るとともに、監事の全員から書面により異議を述べない旨の回答を得たので、社会福祉法第45条の14第9項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第30条第2項の規定に基づく理事会の決議の省略により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

## 記

### 1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (1) 議案第1号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会会長の選定  
原案の通り承認すること。
- (2) 議案第2号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会副会長の選定  
原案の通り承認すること。
- (3) 議案第3号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会常務理事の選定  
原案の通り承認すること。
- (4) 議案第4号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会  
評議員選任・解任委員会運営細則の一部改正  
原案の通り承認すること。
- (5) 議案第5号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員選任・解任委員会委員の選任  
原案の通り承認すること。

※各議案の内容は、別紙の議案書のとおり。

### 2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した者の氏名

理事 森田 昇

### 3. 理事会の決議があったものとみなされた日

令和3年7月9日

理事の全員(24名)の同意書及び監事の全員(3名)の確認書は別添のとおり。

なお、提案した事項について特別の利害関係を有する理事はいなかった。

### 4. 理事会議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

会 長 吉村 俊雄

令和3年 月 日

議事録作成者

会 長

Ⓜ